

犯罪被害者等基本計画案試案 (第9回検討会用事務局案)

内閣府犯罪被害者等施策推進室

Ⅲ 重点課題

② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により、その生命・身体に重大な被害を受ける。一刻を争う救命救急医療から後遺障害に対する長期にわたる治療や介護等の援助まで、身体的被害の回復・軽減のための支援が必要であり、犯罪被害者等がいつでもどこでも適切な支援を受けられるようにする必要がある。また、多くの犯罪被害者等は、当該犯罪が意図した直接的な身体的・精神的・財産的被害のみならず、犯罪等という悪意の攻撃（あるいは悪質な行為）の対象となったことにより、精神的被害を受ける。こうした精神的被害には、身体的被害に匹敵する重大なものもあり、しかも、放置されることで一層重篤となり、治療が困難になるので、身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある。

しかしながら、犯罪被害者等の治療を行える専門家・施設が不足しており、身近な地域で適切な医療や福祉サービスを受けられないとの指摘がある。特に、精神的被害に関しては、一般的に、自然に治癒するものである、個人の資質によるものであるなどの誤った認識から見過ごされやすいだけでなく、医療関係者においても理解が十分とは言えず、その診療やケアに関する研究の遅れや、専門家・施設の不足により、多くの犯罪被害者等が精神面の重い症状を負いながら、適切な診療やケアを受けられず、社会から孤立していると指摘されている。

また、犯罪被害者等が受ける身体的・精神的被害には、当該犯罪等によって直接もたらされるもの以外に、再被害によるもの、ないしは再被害を受けることに対する恐怖・不安によるものや、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要的にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害（二次的被害）がある。こうした再被害や二次的被害への恐怖・不安により、被害の申告をためらう犯罪被害者等もいると考えられる。

このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

③ 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等が、捜査や刑事裁判等に対し、「事件の当事者」として、事件の真相を知りたい、善悪と責任を明らかにしてもらい、自己の、あるいは家族の名誉を回復したい、適正な処罰により自らの正義を回復してほしいな

どと願うことは当然である。事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとって最大の希望であり、その回復にとって不可欠であるともいえる。また、解決に至る過程についても、遺族がこれに関与することでその責任を果たせたと感じるなど、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する面もある。

しかしながら、現状について、犯罪被害者等からは、捜査や刑事裁判等は、加害者及び弁護士と、警察、検察、裁判所のみを主体として行われ、犯罪被害者等に認められた権利は貧弱であり、十分な情報も与えられず疎外され、証拠として扱われているに過ぎないという批判があり、刑事司法について社会の秩序維持という公益を図る目的が強調され過ぎているという指摘や、犯罪被害者等に信頼されない刑事司法は国民全体から信頼されないという指摘もなされている。

犯罪等には、社会の秩序を侵害するという面と個人の具体的な権利利益を侵害するという面があるが、人が被害者となる犯罪等の場合、一般的な感覚からは、両者は截然と区別されるものではない。社会が個人によって成り立っているように個人もまた社会の中にあるのであって、刑事裁判等において違法性と責任が明らかになり、適正な処罰が行われることは、社会の秩序を回復するというだけでなく、当該犯罪等による被害を受けた個人の社会における正当な立場を回復する意味も持ち、このことは、現実の問題として、個人の権利利益の回復に重要な意義を有している。刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが「事件の当事者」である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、「刑事司法は犯罪被害者等のためにもある」ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。

もとより、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、国家、社会、個人に関する様々な価値観の相克・変化を踏まえた歴史の所産でもあり、国家及び社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の時として衝突し、考量困難な種々の要請に応えるものでなければならない。そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない。

V 重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し~~て~~、二次的に精神的被害を受けることを防止することが必要である。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保することが必要である。

基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において、再被害からの「安全の確保」、第19条において、「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第14条関係)

[現状認識]

平成15年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、123万7,230人に及ぶ^{*1} (~~交通業過による被害者及び道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を含む。~~道路上の交通事故に係る危険運転致死傷及び業務上過失致死傷を含む。)。このうち、生命被害の重大さはいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、障害を負い、長年にわたる治療・療養を余儀なくされるなど、「重傷」「軽傷」といった言葉では理解することが難しい深刻な被害を負っている者が少なくない。また、生命に被害を受けた事件の遺族はいうまでもないがもとより、身体に被害を受けた者についても、多くの者が同時に精神的被害を受けていると考えられる。~~またさらに、身体に対する被害~~(物理的外傷)はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等~~は~~も多数に上ると考えられ、性犯罪の被害者(同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人)を始め^{*2}、重度のPTSD(心的外傷後

*1 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成16年版)』 国立印刷局、2004年による。

*2 警察庁編『平成15年の犯罪』 警察庁、2004年による。一つの事件で数人の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上してある。

ストレス障害)等重篤で難治性のものに罹患している者も少なくないと考えられる。なお、性犯罪のように顕著な精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス及び福祉サービスについては、不十分であるとの指摘があり、特に精神的被害については、近年、様々な研究成果等が発表されているが、その深刻さ、回復の困難さなどについて、刑事司法関係者はもとより、精神保健関係者も含め医療関係者においても、依然として理解そのものが不十分な面があるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第14条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための施策として、

- ・ 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスの提供
- ・ 心身の状況等に応じた適切な福祉サービスの提供
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- ① PTSDに関する医療・福祉サービスの充実
- ② 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実
- ③ 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実
- ④ 犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成
- ⑤ その他医療・福祉サービスの充実

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

- (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等

厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

- (2) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレ

ス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(3) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

厚生労働省において、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大について科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

(4) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制^{*3}の充実強化を図る。【厚生労働省】

(45) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(56) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、障害者自立支援法（~~平成17年8月2日現在未成立~~平成〇〇年法律第〇〇〇号）や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等により、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

(67) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

ア 厚生労働省において、犯罪被害者~~等~~を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

イ 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の~~ための~~会において、特に犯罪等の被害による後遺障害

*3 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。

者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方について十分に検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(~~7~~8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の被害者等の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【厚生労働省】

(~~8~~9) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の~~検討及び実施~~

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護を受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。【厚生労働省】

(~~9~~10) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(~~10~~11) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】

(~~11~~12) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。【文部科学省】(再掲：第5、1.(15)エ)

(~~12~~13) 犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通した医療関係者

の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施

厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法についての精神医学に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。

【厚生労働省】

(~~13~~14) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。【法務省】

(~~14~~15) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

(~~15~~16) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

厚生労働省において、平成16年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正（~~平成16年12月3日法律第153号~~）に伴い、次の施策を実施する。

ア 児童相談所における夜間・休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】

イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】

(~~16~~17) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省・厚生労働省】

(~~17~~18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じ

た必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

- イ 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容の一層の充実を図る。【文部科学省】（再掲：第5、1. (15)イ）

- ~~(18)~~(19) ~~被害少年~~少年被害者が受ける~~にかか~~る精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において、~~被害少年~~少年被害者が受けるの精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

- ~~(19)~~(20) 里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。【厚生労働省】

- ~~(20)~~(21) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。【厚生労働省】

- ~~(21)~~(22) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知するとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

- ~~(22)~~(23) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

- ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、~~個人情報保護法~~個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】

- イ 金融庁において、保健医療に関する情報を始めとする犯罪被害者等を含めた個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

- (24) 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮

厚生労働省において、臓器提供者（交通事故被害者等を含む。）の家族に特有な心理的な問題等について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、現状把握に努める。【厚生労働省】 ※第6(5)から移動したもの。

2. 安全の確保（基本法第15条関係）

[現状認識]

犯罪被害者等が再び危害を加えられることに不安を抱くのは、暴力団員によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為及び配偶者等による暴力（DV）の反復などのいわば典型的な場合に限られるものではない。暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、犯罪被害者等の多くが、再び危害を加えられることに対し深刻な不安を抱いている。また、実際に再被害を受けた事案も皆無ではない。再被害を防止することは当然であるが、再被害に対する不安は、被害申告を躊躇させる原因ともなるなど犯罪被害者等の大きな負担となっており、不安を解消する取組が必要であるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第15条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、

- ・ 一時保護、施設への入所による保護
- ・ 防犯に係る指導
- ・ 犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置
- ・ 犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- ① 出所の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示
- ② 刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開
- ③ 加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための犯罪被害者等専用シェルターの確保
- ④ 再被害防止のための省庁間の連絡制度の充実
- ⑤ その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰宅予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のお

それを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】（再掲：第3、1. (20)）

イ 法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】（再掲：第3、1. (21)）

ウ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底するとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

イ 法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、①起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

ウ 総務省において、住民基本台帳の閲覧等について~~は~~、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。【総務省】

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。【警察庁】（再掲

：第5、1.(16))

(3) 一時保護所の環境改善等

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や
婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について
適正な運用に努める。(再掲：第1、3.(2)ア) ※第16条関係の記
載に合わせたもの。

イ 厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年1
2月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、
虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対
応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第
1、3.(2)イ) ※第16条の記載に合わせたもの。

ウ 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の
現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時
保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関す
る必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実
施する。【厚生労働省】(再掲：第1、3.(2)ウ) ※第16条に掲載し
ているものを再掲

(4) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び
~~施策の実施~~ ※他と平仄を合わせるもの。

児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等によ
る被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設
について、給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)
に関して設置する検討のための会において、~~必要な調査を行い、社会~~
~~保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制~~
~~度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を~~
~~出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・~~
~~厚生労働省】(再掲：第1、3.(2)オ)~~ ※他と平仄を合わせるもの。

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのあ
る犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し~~て~~、防犯指導・警戒
等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

(6) 警察における保護対策の推進

警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対
象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。【警察庁】

(7) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力(DV)の被

害者、人身取引の被害者、~~虐待を受けている~~児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。【警察庁・厚生労働省】

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁・文部科学省】

(8) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】

イ 文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、平成17年度に、学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分析する。【文部科学省】

エ 厚生労働省において、児童虐待の早期発見に資するため、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携による取組について、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【厚生労働省】

(9) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を引き続き行っていく。【厚生労働省】

(10) 児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための医療施設における取組の促進

厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組を促進するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(11) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 法務省において、矯正施設における加害者に対するし、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資するものとする。【法務省】（再

掲：第 3、1.(25)ア)

イ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。【法務省】(再掲：第 3、1.(25)ウ)

~~ウ~~ 文部科学省において、非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。【文部科学省】

~~エ~~ 文部科学省において、様々な機会を活用して全国的に開設して行う子育てに関する学習講座の中で、児童虐待の防止に資するよう、親等の学習支援を充実する。【文部科学省】

3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 (基本法第 19 条関係)

[現状認識]

犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後、保護のための機関等に対し、当該被害から逃れるため施設への収容等の保護を求めたり、捜査機関等に対し、当該被害を受けた事件の真相解明や適正な処罰を求める。また、犯罪被害者等の希望にかかわらず、捜査機関等からは、捜査や訴追のための協力を求められる。ところが、そうした当該犯罪等によって直接的に受ける被害に加え、その後、保護、捜査、公判等の過程で、必要にかかわらなければならない者達から、理解のない言動で被害の追体験を強いられる、自ら犯罪を誘発したかのように不合理に責められるなど配慮に欠けた対応を受けられることによって、新たな精神的被害(二次的被害)を受けることがある。近年、これらの過程における犯罪被害者等への対応は一部において相当改善されてきているものの、依然として不十分であり、こうした精神的被害を与えることを防止するための取組が更に必要であるとの指摘がある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第 19 条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、

- ・ 犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発
- ・ 専門的知識又は技能を有する職員の配置
- ・ 必要な施設の整備

・ その他の必要な施策
を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- ① 関係職員への研修の充実
- ② 関係職員の対応・施設の改善
- ③ 弁護活動における配慮等

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招聘~~へい~~しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官~~(検事)~~に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】

エ 法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】(再掲：第3、1.(19))

オ 法務省において、副検事に対する研修の中で交通事件をテーマとせ

た講義科目を設けているが、今後においても、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3、1.(16)) ※第6(3)から移動したもの。

≡カ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

✕キ 厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。【厚生労働省】

✕ク 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施していく。【厚生労働省】

✕ケ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。【厚生労働省】

(2) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。【警察庁】

(3) ビデオリンク等の措置の適正な運用

法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。【法務省】

(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

法務省において、民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法（平成8年法律第109号）上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策

を実施する。【法務省】

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。【法務省】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、第18条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

[現状認識]

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判・少年審判等に対し、事件の真相を知ることができ、名誉が回復され正義が示されるものと期待し、その推移及び結果に重大な関心を持つ有し、その正当な解決を期待するのは当然である。捜査・公判・少年審判等の情報提供を欲するのみならず、加害者側に偏向した結果となることを心配し、自ら手続に関与することを望む犯罪被害者等も少なくない。

情報の提供に関しては、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されている。また、刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度としては、平成12年に行われた刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の改正により、被害者等の意見陳述制度が導入されたほか、検察審査会への申立権者の範囲が拡大されるなどしている。少年保護事件において審判に関しては、同年の少年法（昭和23年法律第168号）の改正により家庭裁判所による被害者等の意見聴取の制度が導入されるなどしている。~~また、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されている。~~

しかしながら、犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等を求める要望が寄せられており、現状について、「事件の当事者」にふさわしい扱いを受けていないとして、犯罪被害者等は証拠として扱われているに過ぎないと批判する意見もある。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第18条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策として、

- ・ 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供
- ・ 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備

・ その他の必要な施策
を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- ① 起訴への関与等
- ② 公訴参加制度の導入等
- ③ 公的弁護人制度の導入
- ④ 少年保護事件への参加等
- ⑤ 刑事司法手続に関する情報提供の充実
- ⑥ 捜査に関する情報提供等の充実
- ⑦ 不起訴事案に関する情報提供
- ⑧ 判決確定後の加害者情報の提供
- ⑨ 加害者の処遇に関する意見陳述等
- ⑩ 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等
- ⑪ その他刑事司法の充実等

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策] ※以下の施策については、刑事に関する手続のどの段階のものかに着目し、分かり易いよう並び替えた。

(~~2~~1) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(~~4~~2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するよう~~に~~努めるとともに、事案並びに必要性及び相当性にかんがみ、~~＝~~冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施~~等~~

ア 法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】(再掲：第1、1.(5))

イ 法務省において、公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度の周知徹底を行う。【法務省】（再掲：第1、1.(7)） ※(13)エから移動するもの。

(54) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。【法務省】

イ 法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。【法務省】

(65) 国民にわかりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めていく。【法務省】

(196) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。【法務省】

(7) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、適性を欠く判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努めていく。
【法務省】

(98) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。【法務省】

(109) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の~~改正~~少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(710) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護士制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(811) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】(再掲：第1、1.(4)ア)

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【法務省】(再掲：第1、1.(4)イ及び第4、1.(15)ア)

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【法務省】(再掲：第1、1.(4)ウ及び第4、1.(15)イ)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。【法務省】(再掲：第1、1.(4)エ及び第4、1.(15)ウ)

オ 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知する。【法務省】(再掲：第1、1.(4)オ及び第4、1.(15)エ)

(112) ~~刑事・民事~~の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】(再掲：第4、1.(23))

~~イ 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】 ※第12条関係(6)イに移動した。~~

~~ウイ~~ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パ

ンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。【警察庁・法務省】

ウ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう努めていく。【警察庁】

※第11条関係にも加える。

エ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】

※第11条関係にも加える。

(12) 捜査に関する適切な情報提供

ア 警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【警察庁】

イ 警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【警察庁】(再掲：第4、1.(27))

ウ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【法務省】

~~エ 公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】~~ ※削除して、公判記録の閲覧・謄写については(3)イに移動し、不起訴記録の弾力的開示については(17)アに吸収させる。

(14) 交通事故捜査の体制強化等

警察において、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。【警察庁】 ※第6(1)から移動したもの。

(15) 交通事故自動記録装置の整備

警察において、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努める。【警察庁】 ※第6(2)から移動したもの。

(16) 交通事件に関する講義の充実

法務省において、副検事に対する研修の中で交通事件をテーマとした講義科目を設けているが、今後においても、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテ

一マとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第2、3. (1)オ） ※第6 (3)から移動したもの。

(~~13~~17) 不起訴事案に関する適切な情報提供

ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示の周知徹底を行う。【法務省】（再掲：第1、1. (7)）

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。【法務省】

(~~18~~18) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運営への協力

法務省において、平成16年の検察審査会法（昭和23年法律第147号）改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。【法務省】

(~~23~~19) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】（再掲：第2、3. (1)エ）

(~~14~~20) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】（再掲：第2、2. (1)ア）

(~~15~~21) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】（再

掲：第2、2.(1)イ)

- (~~16~~22) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

- (~~21~~23) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行う（上記(21)）ことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

- (24) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）における受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度が適切に運用されるように努める。【法務省】

- (~~17~~25) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

ア 法務省において、矯正施設における加害者に対するし、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。【法務省】（再掲：第2、2.(11)ア）

イ 法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。【法務省】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。【法務省】（再掲：第2、2.(11)イ）

- (26) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プ

プログラムの整備等

ア 法務省において、犯罪被害者等の視点を取り入れ、交通事犯被収容者に対する罪の意識の覚せいを図る指導、交通安全教育等を推進し、遵法精神、責任観念をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人として更生させることに努める。【法務省】 ※第6(4)から移動したもの。

イ 法務省において、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者や支援団体から直接話を伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発、標準的なプログラムの策定に取り組むなど、被害者の心情等を理解させるための指導の一層の充実を図り、交通事犯被収容者の更生のためにより有効なプログラムの整備に努める。【法務省】 ※第6(4)から移動したもの。

(~~18~~27) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会に~~においてが~~、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所~~においてが~~、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。【法務省】

(~~20~~28) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省】

(~~22~~29) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていく。

【法務省】